

令和7年（ネオ）第860号 上告提起事件

上告人 ゴードン マーク

被上告人 国



上告理由書

2025年12月23日

最高裁判所 御中

上告人訴訟代理人	弁護士	笹	本	潤
同	弁護士	緒	方	蘭

上告理由

原判決に憲法13条、14条、36条、98条2項の違反が認められること

第1 はじめに

原判決は、被上告人の入国警備官らの、上告人に対する暴行等を、事実認定をしない、また正当な理由があつて違法ではないとして合法化しているが、これらの原判決の判断は、拷問禁止条約などの国際法の違反とされる余地があり、そしてそれを含めて被上告人らの行為が、憲法13条（個人の尊厳）、憲法36条（公務員による拷問の禁止）、憲法98条2項（国際法規の誠実遵守義務）に違反し憲法違反である。被上告人の暴行等が、仮に国内法である被収容者処遇規則に照らして合法であったとしても、国内法の基準が甘すぎ、拷問禁止条約等国際法に照らして同条約に違反することはありうるからである。憲法98条2項は「日本国が締結した条約及び確立した国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」としているので、被告の入国警備官らの行為は、日本が批准した拷問禁止条約及び自由権規約に違反し、憲法98条2項に反する。

また、被上告人職員らの暴行は、日本政府が批准している拷問等禁止条約 1 条の黒人や外国人に対する差別を理由とする、身体的及び精神的に人に重い苦痛を故意に与える行為に該当し、拷問等禁止条約違反及び憲法 1 4 条の平等原則違反でもある。2020 年ジョージ・フロイド事件をきっかけに米国でブラックライブズマターの運動が始まったが、被上告人職員が膝で原告の後頭部を押さえつける様は、米国警官によるジョージ・フロイドへの暴行を思わせるものである。

第 2 拷問禁止条約の定義

国連拷問禁止条約第 1 条は、拷問を、公務員その他公的資格にある者が、故意に、身体的又は精神的な激しい苦痛を与える行為であって、情報取得、懲罰、威嚇、強制、差別等の目的をもつものとする。

ここには、入管施設内の暴行に即して言えば、職員による暴力（殴る、蹴る、押さえつける）、手錠・拘束具の不必要な使用、医療拒否や長時間放置（精神的苦痛の付与）、威嚇、侮辱、差別的言動、懲罰目的での隔離が含まれる。本件における被上告人職員らによる諸行為は、いずれもこれらの拷問に該当する。

第 3 被上告人らの各行為の拷問該当性

（以下、本件行為①などの行為番号は、一審判決の別紙表による）

原判決は、以下に述べる被上告人の行為についての事実認定はほとんど肯定しているながら、正当な理由があるなどの理由で、その違法性を認めないが、以下の各行為は、それ自体の目的、程度に照らし、拷問禁止条約等の拷問に該当し、正当化は許されない。特に、上告人は収容施設内において、入管職員 5～8 人に突然囲まれ、連行されたのであり、日本語も通じず、恐怖から興奮状態になったのは自然ななりゆきであり、そのような上告人の精神状態を、入管職員の暴行の正当化理由とすることは許されない。

1 暴行に関する部分

以下の入管職員らの本件行為④、⑤、⑥、⑨の各行為は「故意に身体的に激し

い苦痛を与える行為」として拷問に該当する。

本件行為④（上告人を無理に椅子に座らせて、上告人の体を押さえ続けた行為）

本件行為⑤（上告人を緊急隔離した行為、上告人の頭部、左腕、右腕を押さえつけて所持品検査を続けた行為）

本件行為⑥（上告人の右腕と左腕を押さえつけて身動きが取れないようにして保護室へ連行した行為、保護室内において上告人を無理矢理床に座らせようとした行為、5人がかりで寄りかかるようにして、上告人の右腕、左腕、右足、左足をそれぞれ腕で抱えるなどして床に引き倒した上で、上告人の両膝を抱えて部屋の奥に押さえつけ、両膝を上告人の後頭部に載せて首が折れそうな状態にし寝転ばした行為）

本件行為⑨（本件保護室において、上告人が「アイ キャント ペイ マネー」などと何度も発言しているにもかかわらず、上告人の両腕及び膝を抱えて部屋の奥に押さえつけた行為、説明なく突然原告の首を両手で絞め上げてバランスを崩させて床に引き倒した上で、頭部、右腕、左腕及び両足をそれぞれ腕で抱えて床に押さえつけ、両膝を上告人の後頭部に載せて首が折れそうな状態にし寝転ばせた行為）

これらの行為は、どのような正当性があるとしても、その行為自体の悪質性、程度を考慮すれば拷問に該当する。

2 後ろ手の手錠をかけた行為

以下の本件行為⑦、⑩は不必要な拘束具使用である。

本件行為⑦（保護室内において、同日午後7時頃、上告人の首と四肢を押さえつけた上で、両腕を後ろに回して左腕に激痛を走らせ、後ろ手に手錠をかけた行為）

本件行為⑩（保護室内において、同日午後9時半頃、上告人の両腕を後ろに回して左腕に激痛を走らせ、後ろ手に手錠をかけた行為）

後ろ手拘束は国連基準上、典型的な非人道的取扱いであり、拷問に該当する。

3 医療拒否・放置

本件行為⑪（上告人に対して「薬使う時は呼んでください」とだけ告げて、病院に連れていくことなく放置した行為）は、上告人に対する身体的、精神的苦痛の付与に該当し、これも拷問の一つである。

4 威嚇・侮辱

本件行為⑫（上告人に対して、取調室内において「金を出せ」と発言した行為）は、拷問禁止条約16条に定められた「他の形態の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い」に該当し、上告人に対して不必要な苦痛を与えるものであり、拷問に該当する。

原審でも上告人は主張したが、上告人が収容所内において、親族からの金銭の給付を受けたことから、入管職員らが差別意識をもって上告人に金を要求したことは否定できない事実である。上告人が連行されている途中にも「金を払えない」と何度も言っている場面は、証拠の動画にも映っており、金を要求されたことが架空の事実でないことを原判決は見落としている。

5 懲罰隔離

本件行為⑬（上告人を5日間隔離した行為）は、不必要な悪意を持った懲罰であり、これも拷問禁止条約16条に定められた「他の形態の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い」に該当し、上告人に対して不必要な苦痛を与えるものであり、拷問の一つを構成する。

6 通訳不付与

被上告人職員らは、通訳を付することなく本件行為①～⑪を通じて、上告人に日本語で説明した。上告人はそれらを理解できなかった。これは自由権規約14条3項、憲法36条に反する。

以上